

資料編（巻末資料・巻末図表）

巻末資料リスト

1	防災関係機関一覧表	1
2	例規等	
(1)	国頭村防災会議条例	6
(2)	国頭村災害対策本部条例	7
(3)	国頭村防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例	8
(4)	台風の来襲による事故発生の防止のための措置	9
(5)	米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会会則	10
(6)	米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領	13
3	国頭村災害時協定一覧	15
4	自衛隊災害派遣の様式	16
5	災害報告様式及び記入要領等	18
6	災害危険箇所等一覧	33
7	国頭村避難所等一覧表	42
8	要配慮者施設	47
9	遺体収容所	47

1 防災関係機関一覧表

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖 縄 総 合 事 務 局	総 務 部 総 務 課	那覇市おもろまち 2-1-1 〒900-0006 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0044
沖 縄 森 林 管 理 署	総 務 グ ル ー プ	〒900-0025 那覇市壺川 3-2-6	098-868-8829
沖 縄 防 衛 局	地 方 調 整 課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8212
那覇産業保安監督事務所	保 管 監 督 課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環 境 防 災 課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖 縄 気 象 台	業 務 課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総 務 課	〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カフーナ旭町 B-1 街区 5F	098-865-2300
沖 縄 労 働 局	総 務 部 企 画 室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市山下町 5-21	098-858-5824

(2) 自衛隊

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司 令 部 第 3 部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155

(3) 沖縄県

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
知 事 公 室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2080
総 務 部	総務私学課	〃	098-866-2074
企 画 部	企画調整課	〃	098-866-2026
環 境 生 活 部	環境政策課	〃	098-866-2183
福 祉 保 健 部	福祉保健企画課	〃	098-866-2164
農 林 水 産 部	農林水産総務課	〃	098-866-2254
商 工 労 働 部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土 木 建 築 部	土木総務課	〃	098-866-2384
出 納 事 務 局	会計課	〃	098-866-2471
企 業 局	総務企画課	〃	098-866-2803
病 院 事 業 局	県立病院課	〃	098-866-2832
教 育 庁	総務課	〃	098-866-2705
監 査 委 員	事務局	〃	098-864-2530
労 働 委 員 会	調整審査課	〃	098-866-2551

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
人 事 委 員 会	総務課	〃	098-866-2544
県 議 会 事 務 局	総務課	〃	098-866-2572
北 部 合 同 庁 舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中 部 合 同 庁 舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南 部 合 同 庁 舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129
宮 古 合 同 庁 舎	宮古事務所	〒906-0012 宮古島市平良西里 1125	0980-72-2551
八 重 山 合 同 庁 舎	八重山事務所	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1	0980-82-3040

(4) 沖縄県警察

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
名 護 警 察 署	警 備 課	〒905-0021 名護市東江 5-21-9	0980-52-0110

(5) 市町村

機 関 名	防災担当	所在地	電話番号
那 覇 市	防災危機管理課	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-861-1102
宜 野 湾 市	市 民 防 災 室	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-892-3151
石 垣 市	防災危機管理課	〒907-0012 石垣市字真栄里 672	0980-87-5533
浦 添 市	防災危機管理室	〒901-2114 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1190
名 護 市	総 務 課	〒905-0014 名護市字港 1-1-1	0980-53-1212
糸 満 市	総 務 課	〒901-0361 糸満市字潮崎町 1-1	098-840-8245
沖 縄 市	防 災 課	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊 見 城 市	総 務 課	〒901-0292 豊見城市字翁長 854-1	098-850-8165
うる ま 市	防災基地渉外課	〒904-2215 うるま市みどり町 1-1-1	098-979-6760
宮 古 島 市	防災危機管理課	〒906-0012 宮古島市平良西里 1140	0980-73-1961
南 城 市	総 務 課	〒901-1206 南城市玉城字富里 143	098-917-5378
国 頭 村	総 務 課	〒905-1495 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大 宜 味 村	総 務 課	〒905-1305 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東 村	総 務 財 政 課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今 帰 仁 村	総 務 課	〒905-0401 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本 部 町	総 務 課	〒905-0211 本部町字東 5	0980-47-2101
恩 納 村	総 務 課	〒904-0411 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜 野 座 村	総 務 課	〒904-1302 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金 武 町	総 務 課	〒904-1201 金武町字金武 1	098-968-2111
伊 江 村	総 務 課	〒905-0502 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読 谷 村	総 務 課	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉 手 納 町	総 務 課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-2222
北 谷 町	基地・安全対策課	〒904-0105 北谷町字桑江 226	098-936-1234
北 中 城 村	総 務 課	〒901-2311 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中 城 村	総 務 課	〒901-2406 中城村字当間 585-1	098-895-2131
西 原 町	生活環境安全課	〒903-0102 西原町字嘉手苅 112	098-945-5018

機 関 名	防災担当	所在地	電話番号
与 那 原 町	生活環境安全課	〒901-1302 与那原町字上与那原 16	098-945-4688
南 風 原 町	総 務 課	〒901-1111 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久 米 島 町	総 務 課	〒901-3108 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八 重 瀬 町	総 務 課	〒901-0401 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡 嘉 敷 村	総 務 課	〒901-3501 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座 間 味 村	総 務 福 祉 課	〒901-3402 座間味村字座間味 109	098-987-2311
栗 国 村	総 務 課	〒901-3702 栗国村字東 367	098-988-2016
渡 名 喜 村	総 務 課	〒901-3601 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南 大 東 村	総 務 課	〒901-3805 南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北 大 東 村	総 務 課	〒901-3902 北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊 平 屋 村	総 務 課	〒905-0703 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊 是 名 村	総 務 課	〒905-0603 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多 良 間 村	総 務 財 政 課	〒906-0602 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹 富 町	防災危機管理課	〒907-0012 石垣市美崎町 11-1	0980-82-1109
与 那 国 町	総 務 課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-2241

(6) 消防本部

消防本部名（構成）	所在地	電話番号
那 覇 市	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-119
沖 縄 市	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-192
浦 添 市	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-119
宜 野 湾 市	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-299
名 護 市	〒905-0021 名護市字東江 5-2-29	0980-52-121
うる ま 市	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-838
糸 満 市	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-661
石 垣 市	〒907-0023 石垣市字石垣 420-1	0980-82-050
宮 古 島 市	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-943
豊 見 城 市	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-105
久 米 島 町	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部（本部町、今帰仁村）	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-119
島尻消防清掃組合消防本部（八重瀬町、南城市）	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-778
東部消防組合消防本部（与那原町、南風原町、西原町）	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-200
比謝川行政事務組合ニライ消防本部（読谷村、嘉手納町、北谷町）	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-914
中城・北中城消防組合消防本部（中城村、北中城村）	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-748

金武地区消防衛生 組合消防本部 (金武町、恩納村、宜野座村)	〒904-1201 金武町字金武 7745	098-968- 2020
国頭地区行政事務 組合消防本部 (国頭村、大宜味村、東村)	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41- 5100

(7) 指定公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
N T T 西日本 沖縄支社	設備部 災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
N T T ドコモ九州 沖縄支店	MMビジネス 営業担当部	〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12	098-833-7615
日本赤十字社 沖縄県支部	事業推進課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日本放送協会 沖縄放送局	企画総務	〒900-8535 那覇市おもろまち2-6- 21	098-865-2222
沖縄電力(株)	防災室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
日本郵便(株) 国頭郵便局 奥郵便局 安田簡易郵便局	支店長室総務 部	〒905-1499 国頭村辺土名 1420-1 〒905-1599 国頭村奥 49 〒905-1503 国頭村安田 62	0980-41-2127 0980-41-8103 0980-41-7217

(8) 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
(一社) 沖縄県医師会	事 務 局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9	098-888-0087
(一社) 沖縄県バス協会	事 務 局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉 球 海 運(株)	事 務 局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
(一社) 沖縄県高圧ガス 保 安 協 会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
国 頭 村 婦 人 会	事 務 局	〒905-1495 国頭村字辺土名 121 国頭村教育委員会内	0980-41-2255

(9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
国 頭 村 社 会 福 祉 協 議 会	—	〒905-1411 国頭村辺土名1709	0980-41-5231
国 頭 村 立 保 健 セ ン タ ー	—	〒905-1411 国頭村辺土名 1437	0980-41-5767
国 頭 村 立 診 療 所	—	〒905-1411 国頭村辺土名 1437	0980-41-5380
国頭村立東部へき地診療所	—	〒905-1503 国頭村安田 170	0980-41-7511
沖縄県農業協同組合 国 頭 支 店	—	〒905-1411 国頭村辺土名 1510-3	0980-41-2202
国 頭 漁 業 協 同 組 合	—	〒905-1411 国頭村辺土名 264-3	0980-41-2588
国 頭 村 森 林 組 合	—	〒905-1427 国頭村与那 1258	0980-41-5421
国 頭 村 商 工 会	—	〒905-1411 国頭村辺土名 264-1	0980-41-5116
国頭村老人福祉センター	—	〒905-1411 国頭村辺土名 1709	0980-41-5231
特別養護老人ホーム 北 斗 園	—	〒905-1411 国頭村辺土名 1692	0980-41-2270
楚 洲 あ さ ひ の 丘	—	〒905-1502 国頭村楚洲 517	0980-41-8888
国頭村学校給食センター	—	〒905-1415 国頭村浜 462-2	0980-41-2088
国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	—	〒905-1423 国頭村宇嘉 1179-402	0980-41-3400
国 頭 村 葬 祭 場	—	〒905-1411 国頭村辺土名 464	0980-41-2477
安波ダム管理支所	—	〒905-1504 国頭村字安波川瀬原 1301-22	0980-53-6221

2 例規等

(1) 国頭村防災会議条例

昭和47年5月13日

条 例 第 2 5 号

平成12年1月31日条例第1号

改正 平成21年12月10日条例第15号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、国頭村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国頭村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員を持って組織する。

2 会長は、村長を持って充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者を持って充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
- (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
- (3) 沖縄県警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ4人、2人、1人、10人及び2人とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事録)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 10 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 国頭村災害対策本部条例

昭和 47 年 5 月 13 日

条 例 第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、国頭村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものを持って充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

(3) 国頭村防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例

平成2年4月2日

条 例 第 14 号

(設置)

第1条 文化の向上、産業の振興、災害等の未然の防止及び村行政の円滑な推進を図り、住民の福祉増進に資するため、国頭村防災行政無線放送施設（以下「行政無線」という。）を設置する。

(放送箇所)

第2条 行政無線の放送箇所は、次の通りとする。

名称	位置
役場内放送所	国頭村字辺土名 121 番地 (村役場内)
国頭地区消防署放送所	国頭村字辺土名 1727 番地 (国頭地区消防署内)

(管理及び運営)

第3条 行政無線の管理及び運営は、法令その他の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(業務)

第4条 行政無線の業務は、次の通りとする。

- (1) 災害及び非常事態等の緊急を要する事項の伝達
- (2) 村の公示事項及び広報事項等の伝達
- (3) 官公署、公共団体等の広報事項の伝達
- (4) その他村長が必要と認める広報事項の伝達

(放送区域)

第5条 行政無線の放送を行う区域は、国頭村全域とする。

(放送の種別)

第6条 放送の種別は、緊急放送、時報放送及び一般放送とする。

(運用)

第7条 行政無線は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に定める無線従事者が、その運用の任に当たるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるほか、管理及び運用等に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 台風の来襲による事故発生の防止のための措置

- 1 村長は、暴風等の警報が発令され台風の来襲による事故発生が予想される場合、事故発生防止のため、業務の全部又は一部を停止するものとする。この場合、業務の停止時期については、村長の指示を受けるものとする。前記の指示にあたっては、次の基準によるものとする。
 - (1) 台風の勢力、進路、速度等を勘案し北部地域が 2 時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。
 - (2) 北部地域においてバスの運行が停止又は停止することが明らかとなるとき。
 - (3) 学校が休校となった場合、保育所、幼稚園は休園とする。
- 2 村長は、台風の来襲による事故発生のおそれなくなったと判断した場合は、停止した業務を速やかに再開するものとする。前記の指示にあたっては、次の基準によるものとする。
 - (1) 北部地域が暴風雨等域外となったとき。
 - (2) 北部地域においてバスの運行が再開されたとき。なお、業務の再開時間が午後 4 時以降になる場合にあっては、業務等を再開しなくてもよい。
- 3 村長は、業務の停止措置をした場合は、輪番制による業務体制をとる。輪番制により特に勤務を命じられた職員は、勤務日（月曜日から金曜日）の正規の勤務時間（8 時 30 分から 17 時 30 分）においては時間外手当の対象としない。正規の時間外又は、週休日等（土曜日・日曜日）において勤務を命じられた職員は暴風雨時勤務手当を支給する。前記の特に勤務を命じた職員以外の職員に対し、国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 15 条第 19 号の規定により特別休暇を付与するものとする。

〔国頭村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 15 条第 19 号〕
- 4 職員は、暴風雨等警報が発令された場合であっても直ちに特別休暇が付与されるものではないことに留意するとともに、業務等の停止措置がなされたか否かを各課長等を確認し、その指示に従うものとする。なお、職員は業務の停止により、特別休暇が付与されていても、自宅待機とし、連絡の取れる状態であること。

附則（平成 17 年 3 月 23 日告示第 28 号）

この措置は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワープ及び伊江島補助飛行場並びに航空自衛隊那覇基地の周辺地域において、米軍又は自衛隊の航空機事故及び航空機の飛行に伴う事故（以下「航空機事故等」という。）が発生した場合に関係機関総合の緊急かつ迅速な連絡調整体制を確立し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構成)

第3条 協議会は、航空機事故等が発生した場合、必要な応急対策を迅速かつ的確に実施するものとし、所要の措置として別に緊急措置要領を定め、その円滑な運営を図るものとする。

(定例会、臨時会)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会議と臨時会議とする。

(会議の開催)

第6条 定例会議は、原則として年1回（1月）開催するものとし、臨時会議は関係機関から要求があった場合又はその必要がある場合に開催することができる。

(会議の招集)

第7条 会議是那覇防衛施設局長が招集する。

(会議の運営及び決定事項)

第8条 会議の運営は、那覇防衛施設局長が関係機関と調整の上会議に必要な諸事項を定め行うものとし、会議の決定事項は会議録を持って確認する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の期間に限って適用される決定事項については、当該関係機関の協議により別に定めるものとする。

(幹事会の設置及び任務)

第9条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は別表2の機関及び職名を持って構成する。

3 幹事会は、協議会において協議する事項についてあらかじめ協議すること、及び協議会から委任された事項について協議することを任務とする。

4 幹事会で協議した事項については協議会の承認を得るものとする。

(庶務)

第10条 協議会及び幹事会の庶務は、那覇防衛施設局事業部業務課が行う。

(その他)

第11条 この会則に定めるものの他、必要な事項は協議会で定めるものとする。

附則

この会則は、昭和57年12月10日から施行する。

【別表第 1】 航空機事故連絡協議会関係機関一覧表

区 分	関 係 機 関
県	沖縄県
市 町 村	名護市 石川市 具志川市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 糸満市 金武町 嘉手納町 北谷町 与那城町 勝連町 西原町 与那原町 南風原町 東風平町 佐敷町 国頭村 東村 伊江村 宜野座村 恩納村 読谷村 北中城村 中城村 豊見城村 大里村 知念村 玉城村 具志頭村 那覇市
消 防	国頭地区行政事務組合消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 沖縄市消防本部 読谷村消防本部 中城・北中城消防組合消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 豊見城村消防本部 東部消防組合消防本部 糸満市消防本部 島尻消防清掃組合 那覇市消防本部 うるま市消防本部 ニライ消防本部
警 察	沖縄県警察本部
海 上 保 安 部	第十一管区海上保安本部
米 軍	第 18 航空団 在沖米海兵隊 在沖米艦隊活動司令部
自 衛 隊	陸上自衛隊第 1 混成団 海上自衛隊第 5 航空群 航空自衛隊第 83 航空隊
防 衛 施 設 局	那覇防衛施設局

【別表第2】幹事会関係機関名

幹 事 会 関 係 機 関	担 当
1 沖縄県	消 防 防 災 課 長 基 地 渉 外 課 長
2 沖縄県警本部	警 備 第 二 課 長
3 自衛隊	航 空 自 衛 隊 長 第 8 3 航 空 防 衛 班 長
4 第十一管区海上保安本部	救 難 課 長
5 宜野湾市	総 務 課 長
6 嘉手納町	基 地 渉 外 課 長
7 読谷村	企 画 課 長
8 伊江村	総 務 課 長
9 金武町	企 画 開 発 課 長
1 0 那覇市消防本部	消 防 課 長
1 1 豊見城村消防本部	消 防 課 長
1 2 那覇防衛施設局	業 務 課 長

(6) 米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領

米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会会則第3条の規定に基づき緊急措置要領を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、米軍又は自衛隊の航空機墜落事故及び航空機の飛行に伴う事故（以下「航空機事故等」という。）が発生した場合の関係機関の緊急通報、被災者の緊急救助、消火活動及び現場対策の応急措置について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空機事故等の発生に際し、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者などの指定)

第3条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密かつ適切な通報及び救助活動等の連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び勤務時間外の連絡責任者及び補助者（以下「連絡責任者等」という。）を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更が生じた場合は、速やかに那覇防衛施設局（事業部業務課）に通知するものとし、那覇防衛施設局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等の職名は別表1「航空機事故連絡責任者職名表」の通りとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 連絡責任者等は、航空機事故等を知ったときは、別表2「緊急通報系統図」により他の関係機関の連絡責任者直ちに通報するものとする。

(緊急通報の内容等)

第5条 緊急通報は次の各号に掲げる事項について判明の都度行うものとする。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物若しくは危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 被害の状況
 - ア 死亡者及び負傷者の住所、氏名、年齢、職業並びに障害の程度及び収容先
 - イ 住家等被害者の住所、氏名、年齢、職業及び被害の程度

(6) その他必要事項

2 緊急通報は、別表3「航空機事故等発生通報記録票」により整理するものとする。

(現場連絡所の設置)

第6条 航空機事故等により被害が発生した場合、事故に関する情報交換及び被害者救援に関する連絡等を円滑にするため、那覇防衛施設局、自衛隊、沖縄県及び事故発生地の市町村は、当該事故現場付近に現場連絡所を設置するものとする。

2 事故発生地の関係市町村は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空機事故等が発生した場合の関係機関の任務分担は、別表4「被害者救急救助等任務分担区分表」の通りとする。

(人身被害者救護の優先)

第8条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ、優先して人身被害者の救急及び救護に努めるものとする。

(要領の改正)

第 9 条 この要領の改正は、協議会において行うものとする。

附則

この要領は、昭和 57 年 12 月 10 日から施行する。

3 国頭村災害時協定一覧

(平成 26 年 2 月 18 日現在)

締結日	協定名称	締結先	協定の内容
平成 23 年 10 月 18 日 (総務課)	災害時応急対策 業務協定書	国頭村災害応 急対策建設業 者会	災害時における崖崩れ、建築物、工作物等の 崩壊及び倒壊に伴う障害物の除去作業及び応 急復旧作業
平成 24 年 4 月 3 日 (総務課)	備蓄食料の保管 及び搬出に関す る協定書	沖縄県	備蓄食糧の保管及び搬出
平成 24 年 10 月 5 日 (総務課)	災害時の情報交 換及び応援に関 する協定書	沖縄総合事務 局	災害対策用資機材及び人員配置

4 自衛隊災害派遣の様式

○災害派遣要請要求書様式

第 号
年月日

沖縄県知事 様

国頭村長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年月日（時分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

○災害派遣撤収要請要求書様式

第 号
年月日

沖縄県知事 様

国頭村長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

年月日付け 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請日時
年月日時分

2 派遣された部隊

3 派遣人員及び従事作業の内容

4 その他参考となるべき事項

5 災害報告様式及び記入要領等

災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関をふくむ。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

災害即報様式第2号の記入要領

各 被 害 欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災 害 対 策 本 部 設 置 の 状 況		本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避 難 の 状 況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応 援 要 請		応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。
応 急 措 置 の 概 要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救 急 活 動 の 概 要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備 考 欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災 害 の 種 類 概 況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消 防 機 関 の 活 動 状 況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

災害即報様式第1号 災 害 概 況 即 報

報告日時	年月日時分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月日時分	
被 害 の 状 況	死傷者	死 傷 人	不 明 人	住 家	全 壊 棟	一 部 破 損 棟	
		負 傷 者 人	計 人		班 壊 棟	床 上 浸 水 棟	
	*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。 被害集中地域 …						
応 急 対 策 の 状 況							

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

災害報告様式第1号 災 害 確 定 報 告

市町村名				区分				被害	
災害名 ・ 確定年月日		災害名 月日時確定		田	流失・埋没	ha			
					冠水	ha			
					畑	流失・埋没			ha
						冠水			ha
報告者名				文教施設		箇所			
				病院		箇所			
区分		被害		道路		箇所			
人的被害	死者	人		橋りょう		箇所			
	行方不明者	人		河川		箇所			
	負傷者	重傷	人	港湾		箇所			
		軽傷	人	砂防		箇所			
住家被害	全壊	棟		清掃施設		箇所			
		世帯		崖くずれ		箇所			
		人		鉄道不通		箇所			
	半壊	棟		被害船舶		隻			
		世帯		水道		戸			
		人		電話		回線			
	一部破損	棟		電気		戸			
		世帯		ガス		戸			
		人		ブロック塀等		箇所			
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟		り災世帯数		世帯			
		世帯		り災者数		人			
		人							
	非住家	公共建物	棟		建物		件		
その他		棟		危険物		件			
				その他		件			

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

区分		被害		災害対策本部設置・措置状況	1.設置年月日時分 2.廃止年月日時分 3.避難状況 4.応援要請の概要 5.応急措置の概要 6.救助活動の概要 7.その他の措置		
公立文教施設		千円					
農林水産業施設		千円					
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
小計		千円					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他		千円		災害救助法の適用			有・無
被害総額		千円		消防職員出動延人数		人	
				消防団員出動延人数		人	
備考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概況						
	消防機関の活動状況						
	その他（避難の勧告・指示の状況）						

公 立 文 教 施 設 被 害

				市町村名 ()
学 校 名	位置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第1号補助表2

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名（ ）

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。

2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名 ()

管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
				千円	
計					

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
3. 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

そ の 他 の 公 共 施 設 被 害

市町村名 ()					
管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
				千円	
計					

災害報告様式第1号補助表5

農産被害

市町村名（ ）

1. 農作物被害

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単 価	被害金額	備 考
	ha	ha	t	円	千円	
計						

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被害数量	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	

注1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

林産被害

市町村名（ ）

1. 林産物等被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

畜産被害

市町村名（ ）

1. 家畜等

家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	
計				

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水産被害

市町村名（ ）

1. 漁船被害

規 模	隻数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
トン		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。

2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

商工被害

			市町村名 ()
被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害即報様式第2号 被害状況即報

市町村名			区分			被害				
災害名 報告番号			災害名 第報 (月日 時現在)			田	流失・埋没	ha		
							冠 水			ha
							畑	流失・埋没		ha
								冠 水		ha
報告者名						文教施設	箇所			
区分			被害			病院	箇所			
人的被害	死者	人				道路	箇所			
	行方不明者	人				橋りょう	箇所			
	負傷者	重傷	人				河川	箇所		
		軽傷	人				港湾	箇所		
住家被害	全壊	棟				砂防	箇所			
		世帯				清掃施設	箇所			
		人				崖くずれ	箇所			
	半壊	棟				鉄道不通	箇所			
		世帯				被害船舶	隻			
		人				水道	戸			
	一部破損	棟				電話	回線			
		世帯				電気	戸			
		人				ガス	戸			
	床上浸水	棟				ブロック塀等	箇所			
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟				り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯				り 災 者 数	人			
		人				建 物	件			
	非住家	公共建物	棟				危険物	件		
その他		棟				その他	件			

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

区分		被害		災害対策本部設置・措置状況	1.設置年月日時分 2.廃止年月日時分 3.避難状況 4.応援要請の概要 5.応急措置の概要 6.救助活動の概要 7.その他の措置		
公立文教施設		千円					
農林水産業施設		千円					
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
小計		千円					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他		千円		災害救助法の適用		有・無	
被害総額		千円		消防職員出動延人数		人	
				消防団員出動延人数		人	
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況						

災害報告様式第2号

市町村名

()

災 害 名									
区 分 発生年月日									
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
	床下浸水	棟							
		世帯							
	非住家	公共建物	棟						
		その他	棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							
	電話	回線							
	電気	戸							
	ガス	戸							
	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り 災 世 帯 数		世帯							
り 災 者 数		人							
公 立 文 教 施 設		千円							
農 林 水 産 業 施 設		千円							
公 共 土 木 施 設		千円							
その他の公共施設		千円							
その他の	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他		千円							
被 害 総 額		千円							
災 害 対 策 本 部	設置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
	解散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
災 害 救 助 法 適 用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

6 災害危険箇所等一覧

山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覧）

(1) 山腹崩壊危険地区

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
36	301	10	〃	2	未成	国頭村	半地	23	1	〃
37	〃	20	有	2	一部既成	〃	奥間	54	2	農道
38	〃	30	無	4	〃	〃	宇良	15		〃
39	〃	40	〃	3.8	〃	〃	辺野喜	54	2	市町村道
40	〃	50	有	5.4	〃	〃	宜名真	68	1	国道
41	〃	60	無	6	無	〃	〃	38	1	〃
42	〃	70	有	6	一部既成	〃	〃	40	1	国道・市町村道
43	〃	80	無	2.7	〃	〃	与那	102	1	市町村道
44	〃	90	〃	2.3	無	〃	浜	22	1	国道
45	〃	100	〃	3.2	〃	〃	辺土名	23	1	市町村道
46	〃	110	〃	1.4	〃	〃	伊地	12		〃
47	〃	120	〃	3.1	〃	〃	〃	21		〃
48	〃	130	〃	1.7	〃	〃	謝敷			国道
48	〃	140	〃	1.4	〃	〃	宇嘉	21	1	〃
50	〃	150	〃	1.3	〃	〃	奥		1	市町村道
51	〃	160	〃	0.8	〃	〃	伊江	4		県道
52	〃	170	〃	1	一部既成	〃	宜名真	7	1	市町村道
53	〃	180	〃	0.6	無	〃	辺戸	10	1	〃
54	〃	190	〃	1	〃	〃	奥	20	1	〃
55	〃	200	〃	1.7	〃	〃	佐手	20	1	〃
56	〃	210	〃	1.3	〃	〃	謝敷	20	1	〃
57	〃	220	〃	1.1	一部既成	〃	辺野喜	15	1	〃
58	〃	230	〃	1	無	〃	宇嘉	20	1	〃
59	〃	240	〃	1.6	〃	〃	楚洲	20	1	県道
60	〃	250	〃	1.6	〃	〃	伊部	10		市町村道
61	301	260	無	1.1	無	国頭村	安波	12		市町村道
62	〃	270	〃	1.7	〃	〃	〃	20		〃
63	〃	280	〃	1.1	〃	〃	〃	12		〃
64	〃	290	〃	1	〃	〃	〃	25	4	県道
65	〃	300	〃	0.7	一部既成	〃	与那	20		〃
66	〃	310	〃	1.6	無	〃	桃原	50	1	市町村道
67	〃	320	〃	1.1	〃	〃	奥間	12	1	〃
68	〃	330	〃	0.9	〃	〃	〃	11		〃
69	〃	340	〃	2.2	〃	〃	〃	11		〃
70	〃	350	〃	4.7	〃	〃	宇良	19	1	市町村道
71	〃	360	〃	2.7	〃	〃	〃	1		国道

(2) 崩壊土砂流出危険地区

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
126	301	10	無	6.1	無	国頭村	浜	16		市町村道
127	"	20	有	2.4	一部既成	"	半地	16		国道
128	301	30	無	2.4	無	国頭村	奥間			市町村道
129	"	40	有	2.4	一部既成	"	"	40	1	"
130	"	50	"	7	"	"	辺土名	23		"
131	"	60	無	1.2	無	"	"	21		"
132	"	70	有	1.2	一部既成	"	宇良	20		"
133	"	80	"	0.7	"	"	"	20		"
134	"	90	無	4.7	無	"	伊地	34		国道
135	"	100	"	3.9	一部既成	"	与那	62	1	市町村道
136	"	110	"	5.9	"	"	"			県道
137	"	120	"	4.7	"	"	佐手	12	1	国道
138	"	130	"	2.4	無	"	辺野喜	23		市町村道
139	"	140	有	3.3	既成	"	"	18		"
140	"	150	無	2.4	無	"	"	16	1	"
141	"	160	有	2.4	既成	"	"	23	1	"
142	"	170	無	7	"	"	宇嘉	30	1	国道
143	"	180	"	11.3	無	"	"	28	1	"
144	"	190	有	6.3	一部既成	"	"			"
145	"	200	"	1.2	"	"	宜名真	30	1	"
146	"	210	無	1.2	無	"	"	26	1	"
147	"	220	有	3.3	一部既成	"	奥	43	1	"
148	"	230	"	2.6	"	"	伊江			県道
149	"	240	無	1.4	"	"	安田	7	1	市町村道
150	"	250	有	2.1	"	"	辺戸			"
151	"	260	"	1.2	"	"	宜名真	30		国道
152	"	270	無	1.1	無	"	楚洲	10		県道
153	"	280	"	1.2	"	"	辺野喜	3		市町村道
154	"	290	"	8.1	"	"	謝敷	10		国道
155	"	300	"	2.4	"	"	伊地	10		市町村道
156	"	310	"	0.5	"	"	比地	10		"
157	"	320	"	1.2	"	"	"	10		
158	"	330	"	1.1	"	"	"	10		
159	"	340	"	1.8	"	"	安田	60	1	県道
160	"	350	"	0.6	"	"	辺土名	5	1	国道
161	"	360	"	9	"	"	辺野喜	60	1	"
162	"	370	"	0.8	"	"	浜		1	"
163	"	380	"	1.4	"	"	奥地	12	1	"
164	"	390	"	2.4	"	"	伊地	16	1	市町村道
165	"	400	"	2.2	"	"	"	16	1	"
166	"	410	"	2.1	"	"	与那			国道
167	"	420	"	2.1	"	"	辺野喜	34		市町村道
168	"	430	"	3.3	"	"	"			"
169	"	440	"	0.63	"	"	奥			"
170	"	450	"	1.5	"	"	"			林道
171	"	460	"	4.8	"	"	"	35	1	国道
172	"	470	有	3	一部既成	"	宇嘉			"
173	"	480	"	3.9	既成	"	我地			県道
174	"	490	"	3.8	一部既成	"	奥	34	1	国道
175	"	500	無	1.2	無	"	"			県道
176	"	510	"	3.3	"	"	与那			"
177	"	520	"	6	"	"	"			"
178	"	530	"	1.8	"	"	奥			"
179	"	540	"	46.8	一部既成	"	安田			"

重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

（令和３年４月１日現在）

番号	所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予測される 主な区域		予想 され る 危険	予想される危険の程度			
					流路 延長	区域	流路 延長	区域		家屋 （棟）	耕地 （ha）	人口 （人）	面積 （ha）
1	北部土木事務所	国頭村	比地川	奥間川	1.0	国頭村奥間～ 比地川合流点	0.7	国頭村奥間	溢水	30	7.0	90	10.0

重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

（令和３年４月１日現在）

番号	所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	沿岸名	海岸銘	重要水防区域		危険と予測される 主な区域		予想 され る 危険	予想される危険の程度		
					延長 （m）	区域	延長 （m）	区域		家屋 （棟）	耕地 （ha）	面積 （ha）
1	北部土木事務所	国頭村	琉球諸 島沿岸	国頭 海岸	350	浜地区	350	浜地区	越波	77	4.22	0.95

重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

（令和３年４月１日現在）

番号	所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	水系名	河川名	区域		危険と予測される 主な区域		予想 され る 危険	予想される危険の程度			
					流路 延長	区域	流路 延長	区域		家屋 （棟）	耕地 （ha）	人口 （人）	面積 （ha）
1	北部土木事務所	国頭村	与那川	与那川	1.3	河口上流 1.3km ～河口	0.6	国頭村与那	溢水	19	15.1	70	18.5

市町村名	急傾斜地崩壊危険箇所			地すべり危険箇所	土石流危険溪流		
	I	Ⅱ	Ⅲ		I	Ⅱ	Ⅲ
国頭村	36	9		1	25	1	

土石流危険溪流（Ⅰ）

土石流危険溪流（Ⅰ）：土石流危険区域内に人家が５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する溪流。

（令和３年４月１日現在）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床勾配(°)	人家戸数 (戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
																指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
32	北部土木事務所	国頭村	301-A04-01	宜名真川		宜名真川	国頭郡	国頭村	宜名真	0.88	0.62	7	15	国道 58 号:0.12km	宜名真 301-A04-01	H26.3.25	第 170 号		
33	〃	〃	301-A04-02	武見川		武見川	〃	〃	〃	1.95	3.42	4	10	国道 58 号:0.15km	宜名真 301-A04-02	H26.3.25	第 170 号		
34	〃	〃	301-A04-03	奥川		左支川	〃	〃	奥	1.15	0.44	8	38	奥郵便局、青年館、民具資料館、奥幼稚園	奥 301-A04-03	H26.3.25	第 170 号		
35	〃	〃	301-A04-04	〃			〃	〃	〃	0.28	0.04	17	9	奥小中学校	奥 301-A04-04	H26.3.25	第 170 号		
36	〃	〃	301-A05-01	宇嘉川		宇嘉川	〃	〃	宇嘉	3.1	2.79	8	24	宇嘉公民館、国道 58 号:0.12km	宇嘉 301-A05-01	H26.3.25	第 170 号		
37	〃	〃	301-A05-02	辺野喜川		右支川	〃	〃	辺野喜	0.33	0.15	17	24		辺野喜 301-A05-02	H26.3.25	第 170 号		
38	〃	〃	301-A05-03	〃		左支川	〃	〃	〃	0.43	0.09	24	15		辺野喜 301-A05-03	H26.3.25	第 170 号		
39	〃	〃	301-A05-04	与那川		左支川	〃	〃	与那	0.55	0.21	18	28		与那 301-A05-04	H26.3.25	第 170 号		
40	〃	〃	301-A05-05	伊地川		ウン川	〃	〃	伊地	0.8	0.24	3	6		伊地 301-A05-05	H26.3.25	第 170 号		
41	〃	〃	301-A05-06	与那川		左支川	〃	〃	与那	0.2	0.05	32	15		与那 301-A05-06-1 与那 301-A05-06-2	H26.3.25	第 170 号		
42	〃	〃	301-A05-07	佐手川		佐手川及び左支川	〃	〃	佐手	5.95	6.69	3	0	佐手小中学校、国道 58 号:0.09km					
43	〃	〃	301-A05-08	佐手前川		佐手前川	〃	〃	〃	2.85	1.72	4	8	佐手前取水ポンプ場、国道 58 号:0.09km	佐手 301-A05-08	H26.3.25	第 170 号		
44	〃	〃	301-A05-10	伊地川		伊地川	〃	〃	伊地	1.85	1.18	12	30	伊地地区体育館、国道 58 号:0.06km	伊地 301-A05-10	H26.3.25	第 170 号		
45	〃	〃	301-A05-11	辺野喜川			〃	〃	辺野喜	0.55	0.14	23	5		辺野喜 301-A05-11	H26.3.25	第 170 号		
46	〃	〃	301-A06-01	伊部川		右支川	〃	〃	伊部	0.13	0.02	31	6		伊部 301-A06-01	H26.3.25	第 170 号		

番号	所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床 勾配(°)	人家戸数 (戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
																指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
47	北部 土木事務所	国頭村	301-A06-02	座津武川		座津武川	国頭郡	国頭村	宇嘉	3.45	3.88	9	0	ポンプ場、国道 58 号 : 0.09km	宇嘉 301- A06-02	H26.3.25	第 170 号		
48	〃	〃	301-A10-06				〃	〃	浜	0.8	0.02	13	6		浜 301- A10-06	H26.3.25	第 170 号		
49	〃	〃	301-A10-07				〃	〃	半地	0.58	0.18	23	9	半地公民館、国道 58 号 : 0.11km	半地 301- A10-07	H26.3.25	第 170 号		
50	〃	〃	301-A10-08	比地川			〃	〃	奥間	0.55	0.15	9	30	奥間小学校	奥間 301- A10-08-1 奥間 301- A10-08-2	H26.3.25	第 170 号		
51	〃	〃	301-A10-09	辺土名川		辺土名川	〃	〃	上島	2.55	0.87	5	32	公民館	上島 301- A10-09	H26.3.25	第 170 号		
52	〃	〃	301-A10-10	宇良川		左支川	〃	〃	宇良	0.8	0.03	28	12		宇良 301- A10-10	H26.3.25	第 170 号		
53	〃	〃	301-A10-11	比地川	奥間川	川代志川	〃	〃	比地	0.65	0.25	13	8		比地 301- A10-11	H26.3.25	第 170 号		
54	〃	〃	301-A10-12	田嘉里川		田嘉里川右支川	〃	〃	屋嘉比上原	2.25	1.7	10	6		屋嘉比上原 301-A10- 12	H29.2.7	第 80 号		
55	〃	〃	301-A10-17	辺土名川			〃	〃	辺土名	0.28	0.07	11	5	公民館	辺土名 301-A10- 17	H26.3.25	第 170 号		
56	〃	〃	301-A11-01	安波川			〃	〃	安波	0.38	0.06	22	5	主要地方道名護国 頭線 : 0.06km	安波 301- A11-01	H26.3.25	第 170 号		

土石流危険溪流（Ⅱ）

土石流危険溪流（Ⅱ）：土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流。

（令和3年4月1日現在）

番号	所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床 勾配(°)	人家戸数 (戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
																指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
22	北部 土木事務所	国頭村	301-B11-02	安波川			国頭郡	国頭村	安波	0.25	0.05	14	3		安波 301- B11-02	H26.3.25	第 170 号		

地すべりによる危険が予想される箇所

（令和3年4月1日現在）

番号	所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	区域名	位置		面積 (ha)	地すべり指定 地の有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律による指定区域				
				市町村名	大字名			河川へ の影響 (m³)	人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の 種類及び数	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
													指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	北部 土木事務所	国頭村	宜名真	国頭村	宜名真	83.6	有	66,000	74	1.5	国道 1670m、県道 1250m、ダム 2、公館 1	宜名真	H26.3.25	第 170 号		

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）：被害想定区域内に人家が５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある箇所。

（令和３年４月１日現在）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象				急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域					
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物		公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
																	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
1	北部土木事務所	国頭村	I-1	辺戸(1)	国頭村	辺戸	上方	55	440	20.0	47	公民館、共同売店		2	県道(820m)、村道(520m)	無	辺戸(1)	H26.3.25	第 170 号		
2	〃	〃	I-2	宜名真(1)	〃	宜名真	西平	33	570	77.0	47	公民館、共同売店		2	国道(245m)、村道(605m)、道路(100m)、河川(110m)	無	宜名真(1)	H26.3.25	第 170 号		
3	〃	〃	I-3	奥(1)	〃	奥	親田原	38	220	151.5	8	診療所		1	道路(60m)	無	奥(1)	H26.3.25	第 170 号		
4	〃	〃	I-4	奥(2)	〃	〃	辺野原	32	550	85.0	13	小・中学校		1	村道(195m)、道路(115m)	無	奥(2) 奥(3)	H26.3.25	第 170 号		
5	〃	〃	I-6	楚洲(1)	〃	楚洲	仲尾	48	220	21.4	23	保育所、公民館		2	村道(70m)、護岸(25m)、橋(1)	無	楚洲(1)	H26.3.25	第 170 号		
6	〃	〃	I-7	武見(1)	〃	宜名真	兼久原	43	215	154.7	17	診療所		1	道路(50m)、河川(45m)、護岸(35m)	無	武見(1)	H26.3.25	第 170 号		
7	〃	〃	I-8	宇嘉(1)	〃	宇嘉	上袋	30	325	50.4	21				国道(60m)、村道(90m)、道路(150m)、河川(115m)、橋(1)、護岸(60m)	無	宇嘉(1)	H26.3.25	第 170 号		
8	〃	〃	I-9	宇嘉(2)	〃	〃	宇嘉	30	165	66.4	13	公民館、共同売店		2		無	宇嘉(2)	H26.3.25	第 170 号		
9	〃	〃	I-10	辺野喜(1)	〃	辺野喜	穴場井	35	310	140.0	11	小学校		1		無	辺野喜(1)	H26.3.25	第 170 号		
10	〃	〃	I-11	辺野喜(2)	〃	〃	辺野原	31	510	139.4	16				村道(50m)、道路(30m)、河川(30m)	無	辺野喜(2) 辺野喜(3)	H26.3.25	第 170 号		
11	〃	〃	I-13	佐手(2)	〃	佐手	大川原	46	185	67.5	13				村道(100m)、道路(10m)	無	佐手(2)	H26.3.25	第 170 号		
12	〃	〃	I-14	謝敷(1)	〃	謝敷	謝敷原	42	250	97.6	12				道路(20m)	無	謝敷(1)	H26.3.25	第 170 号		
13	〃	〃	I-15	与那(1)	〃	与那	与那坂	32	450	69.3	45				道路(120m)、河川(130m)	無	与那(1)	H26.3.25	第 170 号		
14	〃	〃	I-16	伊地(1)	〃	伊地	満川上原	35	150	46.2	12				村道(165m)、河川(20m)、橋(1)	無	伊地(1)	H26.3.25	第 170 号		
15	〃	〃	I-17	伊地(2)	〃	〃	下田原	53	230	38.9	15				村道(160m)	無	伊地(2) 伊地(3) 伊地(4)	H26.3.25	第 170 号		
16	〃	〃	I-18	宇良(1)	〃	宇良	泉原	43	230	49.3	16	公民館、共同売店		2	国道(40m)、村道(245m)橋(1)	無	宇良(1)	H26.3.25	第 170 号		
17	〃	〃	I-19	宇良(2)	〃	〃	〃	31	185	95.0	9				道路(30m)	無	宇良(2)	H26.3.25	第 170 号		
18	〃	〃	I-20	安波(1)	〃	安波	前田原	37	395	78.6	18				村道(495m)、河川(20m)	無	安波(1)	H26.3.25	第 170 号		
19	〃	〃	I-21	安波(2)	〃	〃	福地原	33	255	15.1	22				道路(60m)、河川(50m)	無	安波(2)	H26.3.25	第 170 号		
20	〃	〃	I-22	安波(3)	〃	〃	〃	37	180	55.0	10				道路(125m)	無	安波(3)	H26.3.25	第 170 号		
21	〃	〃	I-23	辺土名(1)	〃	辺土名	又伊名原	55	160	35.0	10	神社、郵便局、電報電話局		3	国道(50m)、河川(100m)公園(1)	無	辺土名(1)	H26.3.25	第 170 号		
22	〃	〃	I-24	辺土名(2)	〃	〃	上島	34	205	32.0	21				道路(135m)	無	辺土名(2)	H26.3.25	第 170 号		
23	〃	〃	I-25	辺土名(3)	〃	〃	渡比謝原	47	170	24.1	13				道路(150m)、河川(110m)	無	辺土名(3)	H26.3.25	第 170 号		

番号	所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象				急傾斜地 崩壊危険 区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律による指定区域					
					市・町・村	大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物		公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
																	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
24	〃	〃	I-26	奥間(1)	〃	奥間	奥間	40	340	20.0	21	公民館、神社	2	道路(215m)	無	奥間(1)	H26.3.25	第 170 号			
25	〃	〃	I-27	奥間(2)	〃	〃	〃	35	190	60.0	7	小学校、神社	2	村道(30m)、河川(100m)	無	奥間(2)	H26.3.25	第 170 号			
26	〃	〃	I-28	奥間(3)	〃	〃	川代志	42	190	48.8	10			村道(90m)、道路(45m) 河川(110m)、橋(1)	無	奥間(3)-2	H26.3.25	第 170 号			
27	〃	〃	I-29	比地	〃	比地	比地	46	555	43.5	21	公民館	1	村道(270m)、道路(40m)	無	比地	H26.3.25	第 170 号			
28	〃	〃	I-30	半地(1)	〃	半地	半地原	56	180	103.1	12			国道(140m)、河川(180m)	無	半地(1)	H26.3.25	第 170 号			
29	〃	〃	I-31	半地(2)	〃	〃	〃	57	455	38.1	22	公民館	1	国道(125m)、道路(80m) 河川(65m)、貯水池(1)	無	半地(2)	H26.3.25	第 170 号			
30	〃	〃	I-32	浜	〃	浜	村中原	38	430	18.0	13	公民館、神社	2	村道(130m)、道路(55m)	無	浜-1 浜-2 浜-3	H26.3.25	第 170 号			
247	〃	〃	I-266	宜名真(2)	〃	宜名真	兼久原	40	200	55.8	24			村道(320m)、河川(20m)	無	宜名真(2)	H26.3.25	第 170 号			
248	〃	〃	I-267	楚洲(2)	〃	楚洲	我地	39	140	53.9	0	小・中学校	1		無	楚洲(2)	H26.3.25	第 170 号			
249	〃	〃	I-268	武見(2)	〃	宜名真	座津武原	39	130	134.9	7			国道(80m)、砂防ダム(1)	無	武見(2)	H26.3.25	第 170 号			
250	〃	〃	I-269	佐手(3)	〃	佐手	前川原	51	100	43.9	6			国道(45m)、村道(40m)	無	佐手(3)	H26.3.25	第 170 号			
251	〃	〃	I-270	与那(2)	〃	与那	明地	41	250	15.1	10			道路(60m)	無	与那(2) 与那(3)	H26.3.25	第 170 号			
252	〃	〃	I-271	辺土名(6)	〃	辺土名	又伊名原	38	200	49.2	6			国道(35m)、道路(30m)、河川 (40m)、橋(1)	無	辺土名(6) 辺土名(7) 辺土名(8)	H26.3.25	第 170 号			

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）：被害想定区域内に人家が１～４戸ある箇所。

（令和３年４月１日現在）

番号	所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象		急傾斜地 崩壊危険 区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律による指定区域				
					市・町・村	大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
															指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
468	北部 土木事務所	国頭村	Ⅱ-3	辺戸(2)	国頭村	辺戸	大謝原	75	45	15.3	3		無	辺戸(2)	H26.3.25	第 170 号		
469	〃	〃	Ⅱ-4	伊江	〃	楚洲	伊江原	70	37	32.5	4	村道(70m)	無	伊江	H26.3.25	第 170 号		
470	〃	〃	Ⅱ-5	佐手(1)	〃	佐手	白兼久原	95	42	28.4	4	村道(80m)	無	佐手(1)	H26.3.25	第 170 号		
471	〃	〃	Ⅱ-6	謝敷(2)	〃	謝敷	謝敷原	55	33	30.2	1		無	謝敷(2)	H26.3.25	第 170 号		
472	〃	〃	Ⅱ-7	辺土名(4)	〃	辺土名	山地名原	45	44	68.2	1	国道(10m)	無	辺土名(4)	H26.3.25	第 170 号		
473	〃	〃	Ⅱ-8	辺土名(5)	〃	〃	又伊名原	40	52	20.3	1	村道(40m)	無	辺土名(5)	H26.3.25	第 170 号		
474	〃	〃	Ⅱ-9	桃原(2)	〃	〃	新田原	25	41	14.0	1		無	桃原(2) 桃原(3) 桃原(4) 桃原(5)	H26.3.25	第 170 号		
475	〃	〃	Ⅱ-10	桃原(1)	〃	桃原	桃原	85	44	36.6	4		無	桃原(1)	H26.3.25	第 170 号		
476	〃	〃	Ⅱ-11	奥間(4)	〃	奥間	大保謝原	330	37	64.0	4		無	奥間(4)	H26.3.25	第 170 号		

7 国頭村避難所等一覧表

	避難施設名	住所	緊急避難場所										避難所	福祉避難所	収容人数	備考
			洪水	崖崩れ	土石流	地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	その他				
1	国頭村役場	国頭村字辺土名 121	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○			2021 年 1 月より新庁舎
2	奥間小学校(体育館)	国頭村字奥間 1	-	(校庭) ○	(校庭) ○	○	×	○	×	-	-	-	○		622	
3	辺土名小学校	国頭村字辺土名 181	-	○	○	○	×	○	×	-	-	-	○		712.6	
4	国頭中学校	国頭村字辺土名 1463	-	○	○	○	×	○	×	-	-	-	○		1041.8	
5	佐手小学校	国頭村字佐手 293	-	○	○	○	×	○	×	-	-	-	○		593.3	
6	北国小学校	国頭村字宜名真 535	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○		661.8	
7	奥小学校	国頭村字奥 313	-	×	○	○	×	○	×	-	-	-	○		640.7	
8	楚洲あさひの丘	国頭村字楚洲 517	-	×	○※	○※	○※	○※	○※	-	-	-		○	500.9	※福祉避難所を優先
9	安田小学校	国頭村字安田 279	-	○	○	○	×	○	×	-	-	-	○		598.3	
10	安波小学校	国頭村字安波 601	-	○	○	○	×	○	×	-	-	-	○		597.2	

	避難施設名	住所	緊急避難場所										避難所	福祉避難所	収容人数	備考
			洪水	崖崩れ	土石流	地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	その他				
11	老人福祉センター	国頭村字辺土名 1709	-	○※	○※	○※	○※	×	×	-	-	-		○		※福祉避難所を優先
12	特別養護老人ホーム北斗園	国頭村字辺土名 1692	-	○※	○※	○※	○※	×	×	-	-	-		○		※福祉避難所を優先
13	浜公民館	国頭村字浜 102	-	×	○	○	○	×	×	-	-	-	○		230	
14	半地公民館	国頭村字半地 248	-	×	×	○	×	×	×	-	-	-	○		48	
15	比地コミュニティ施設	国頭村字比地 151-2	-	○	○	○	○	×	×	-	-	-	○		275	
16	鏡地公民館	国頭村字鏡地 172-2	-	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○		139	
17	奥間公民館	国頭村字奥間 64	-	×	○	○	○	×	○	-	-	-	○		442	
18	桃原公民館	国頭村字桃原 49	-	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○		430	
19	辺土名公民館	国頭村字辺土名 791	-	×	○	○	○	×	×	-	-	-	○		272	
20	上島公民館	国頭村字辺土名 1165	-	×	×	○	○	×	○	-	-	-	○		59	

	避難施設名	住所	緊急避難場所										避難所	福祉避難所	収容人数	備考
			洪水	崖崩れ	土石流	地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	その他				
21	宇良集会所	国頭村字宇良 47-2	-	×	○	○	×	×	×	-	-	-	○		107	
22	伊地地区体育館	国頭村字伊地 152-3	-	○	×	○	×	×	×	-	-	-	○		310	
23	与那公民館	国頭村字与那 70	-	×	○	○	○	×	○	-	-	-	○		126	
24	謝敷公民館	国頭村字謝敷 213	-	×	○	○	×	×	×	-	-	-	○		81	
25	佐手公民館	国頭村字佐手 135	-	○	×	○	×	×	×	-	-	-	○		96	
26	辺野喜公民館	国頭村字辺野喜 47	-	○	○	○	○	×	×	-	-	-	○		234	
27	宇嘉公民館	国頭村字宇嘉 2	-	×	×	○	×	×	×	-	-	-	○		114	
28	宜名真公民館	国頭村字宜名真 214	-	×	○	×	×	×	×	-	-	-	○		144	
29	辺戸公民館	国頭村字辺戸 51-3	-	×	○	○	○	×	○	-	-	-	○		293	
30	奥集落センター	国頭村字奥 133	-	○	×	○	×	×	×	-	-	-	○		305	

	避難施設名	住所	緊急避難場所										避難所	福祉避難所	収容人数	備考
			洪水	崖崩れ	土石流	地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	その他				
31	楚洲公民館	国頭村字楚洲 325	-	×	○	○	×	×	×	-	-	-	○		245	
32	安田公民館	国頭村字安田 858	-	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○		431	
33	安波公民館	国頭村字安波 110	-	×	○	○	×	×	×	-	-	-	○		383	
34	くになみ屋内運動場	国頭村字浜 500	-	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○			
35	国頭陸上競技場	国頭村字浜 502	-	○	○	○	×	○	×	-	-	-	×			
36	比地キャンプ場等施設	国頭村字比地 781-1	-	○	○	○	○	×	○	-	-	-	×			
37	くになみ鏡地パークゴルフ場	国頭村字鏡地 142-10	-	○	○	○	×	×	×	-	-	-	×			
38	観光物産センター(道の駅)	国頭村字奥間 1605	-	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○			
39	村民ふれあいセンター	国頭村字辺土名 112	-	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○			
40	国頭村森林公園	国頭村字辺土名 1094-1457	-	○	○	○	○	×	○	-	-	-	○			

避難施設名	住所	緊急避難場所										避難所	福祉避難所	収容人数	備考
		洪水	崖崩れ	土石流	地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	その他				
41 保健センター	国頭村字辺土名 1437	-	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○			
42 国民体育館(総合)	国頭村字辺土名 2142	-	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○			
43 やんばる学びの森	国頭村字安波 1301-7	-	○	○	○	○	×	○	-	-	-	○			
44 東部周遊拠点施設(道の駅)	国頭村字安波 1089-7		○	○	○	○	○	○	-	-	-	○			
45 辺戸岬拠点施設	国頭村字辺戸 973-5		○	○	○	○	○	○	-	-	-	○			

8 要配慮者施設

	施設名	備考
社会福祉施設	楚洲あさひの丘	
	老人福祉センター	
	特別養護老人ホーム北斗園	
	保健センター	
	障がい者支援センターわんはーと	
	グループホーム国頭	
	グループホーム鏡地	
学校	奥小学校	
	奥間小学校	
	安田小学校	
	安波小学校	
	辺土名小学校	
	国頭中学校	
	佐手小学校	

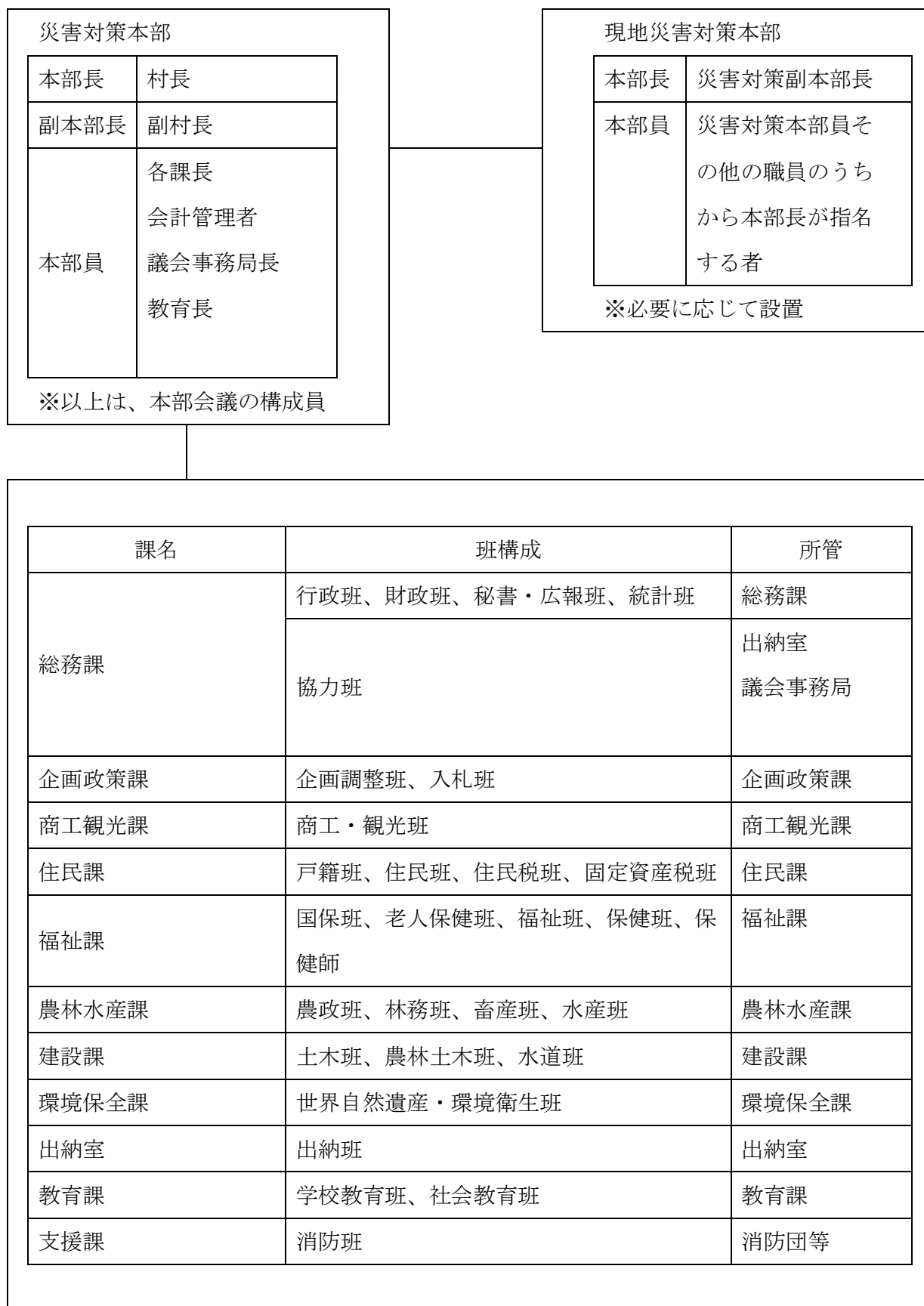
9 遺体収容所

	施設名	備考
学校	北国小学校	

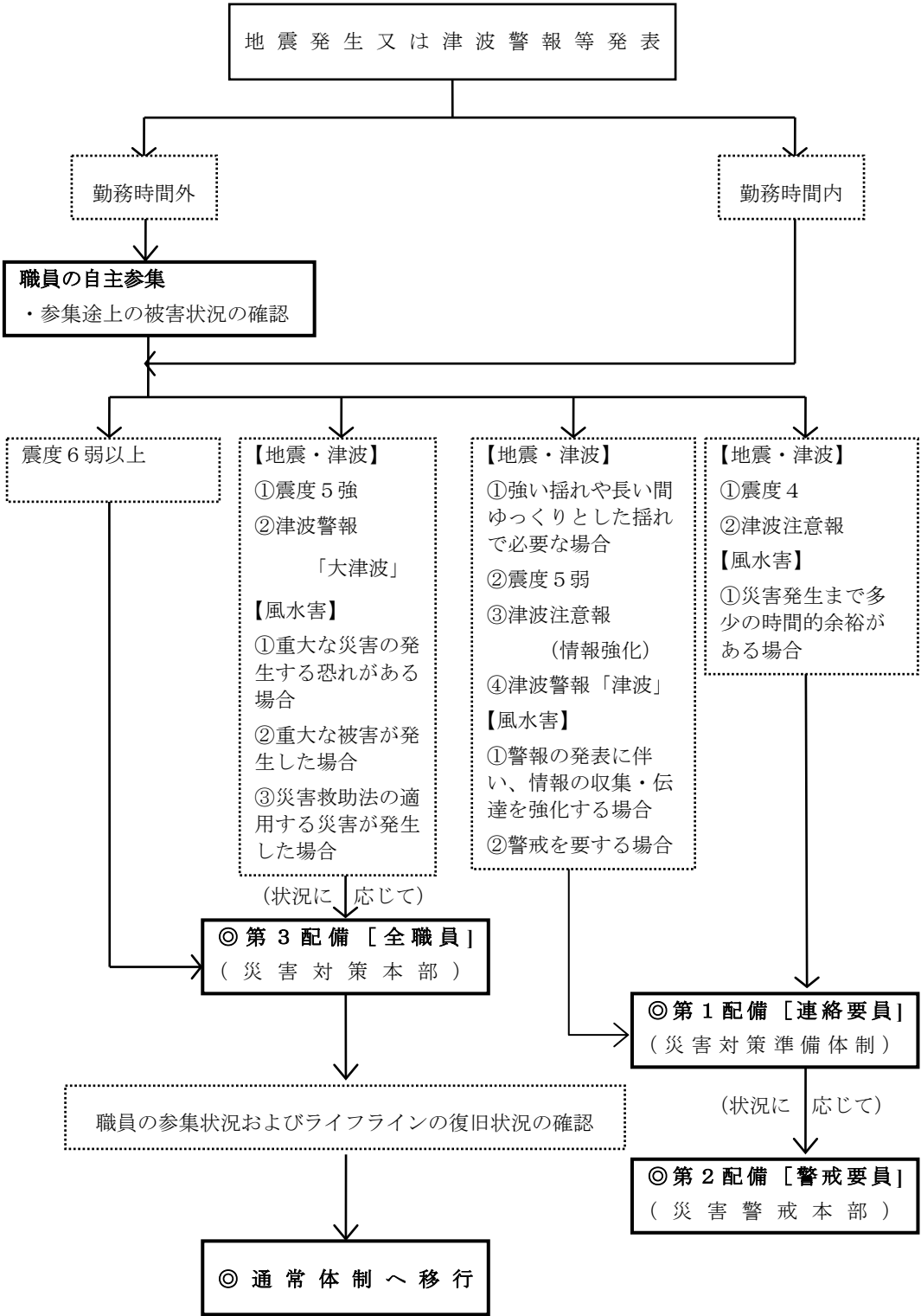
巻末図表リスト

1	国頭村災害対策本部組織図	1
2	職員の配備体制の流れ	2
3	災害情報連絡系統図	3
4	自衛隊の災害派遣要請系統図	5
5	危険物等災害の通報連絡系統図	6
6	気象警報等の伝達系統図	7
7	火災警報等の伝達系統図	8
8	地方海上警報等の伝達系統図	8
9	土砂災害警戒情報の伝達系統図	8
10	異常現象発見者の通報系統図	9
11	不発弾処理業務の流れ	10
12	分掌事務	11
13	防災関係機関の情報収集・連絡系統	24
14	自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧	25
15	沖縄気象台管内警報発表基準	26

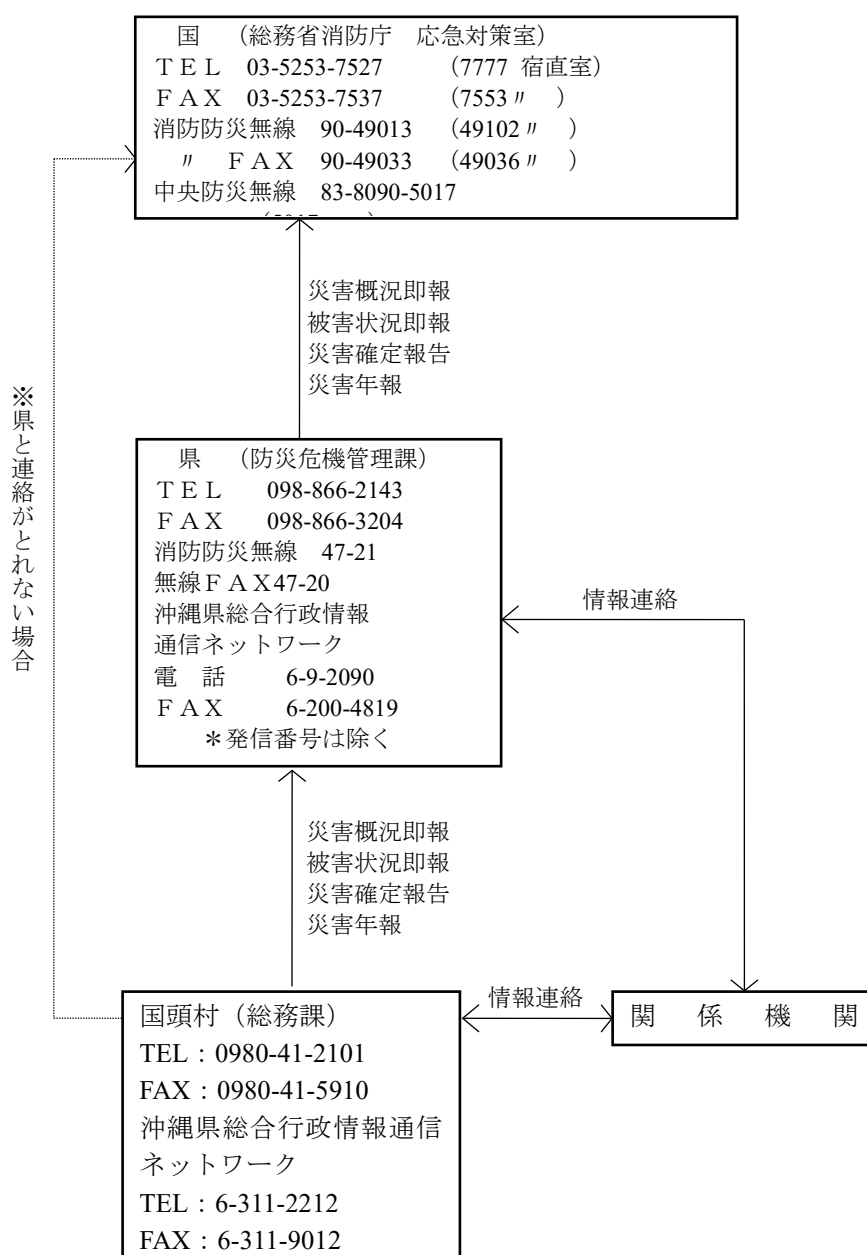
巻末図表-1 国頭村災害対策本部組織図



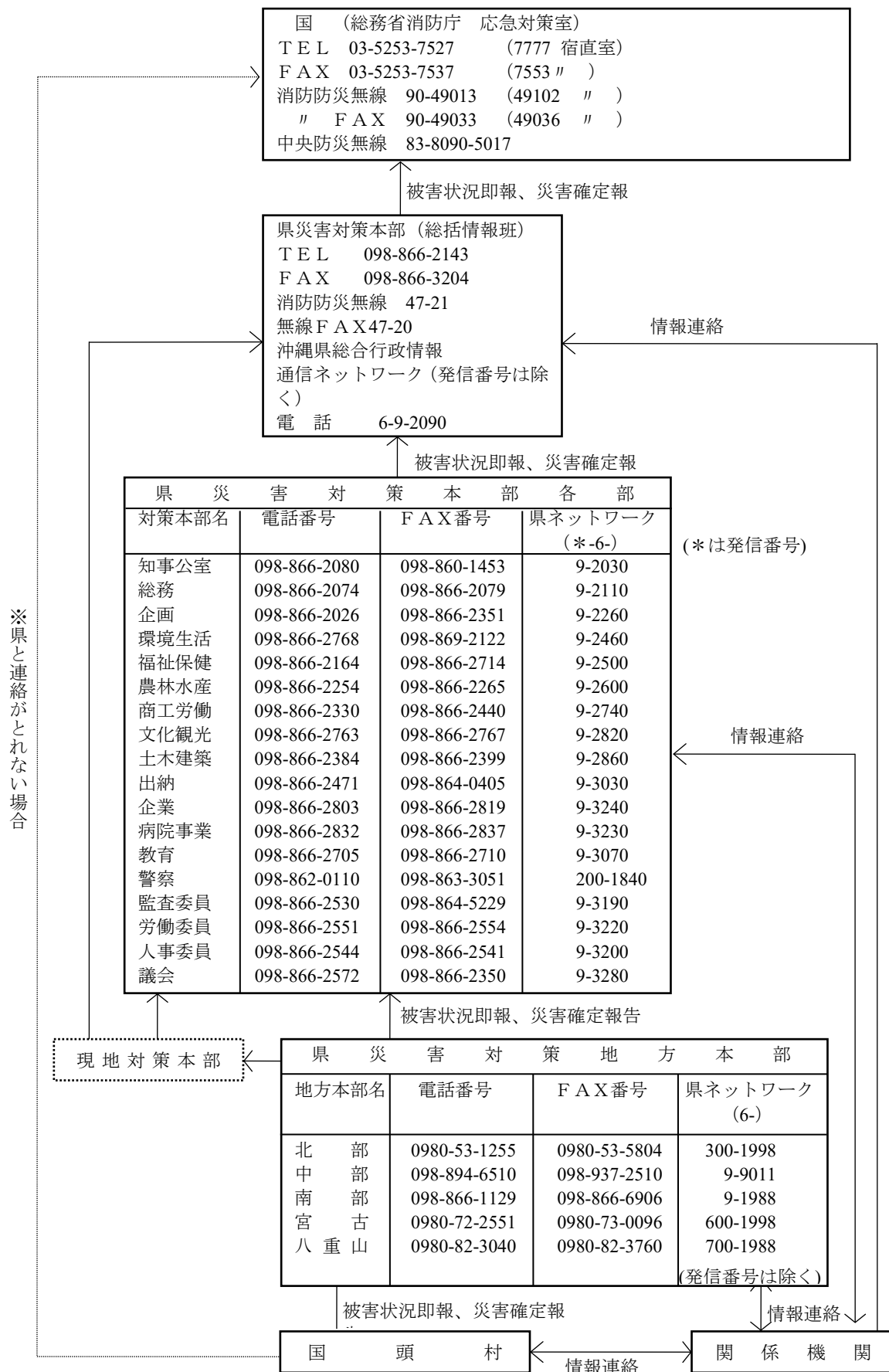
巻末図表-2 職員の配備体制の流れ



巻末図表-3 災害情報連絡系統図

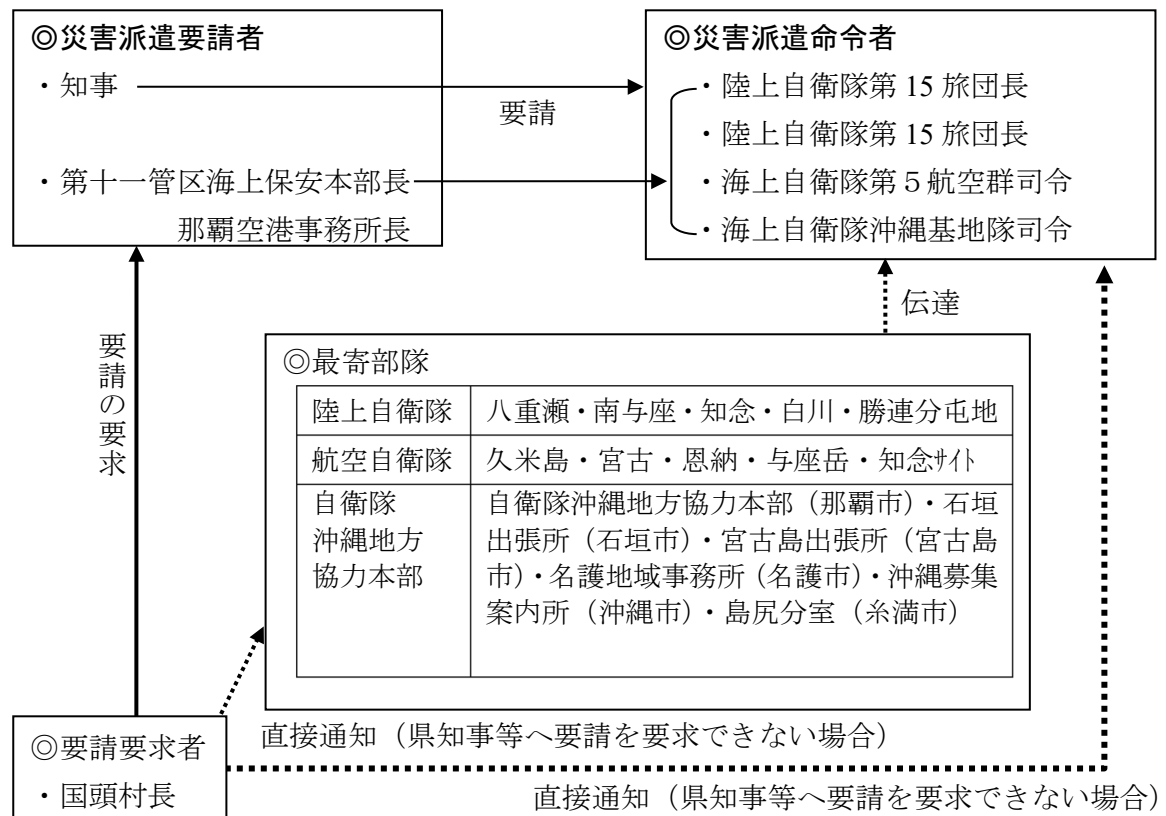


【村災害対策本部未設置時】



【村災害対策本部設置時】

巻末図表-4 自衛隊の災害派遣要請系統図



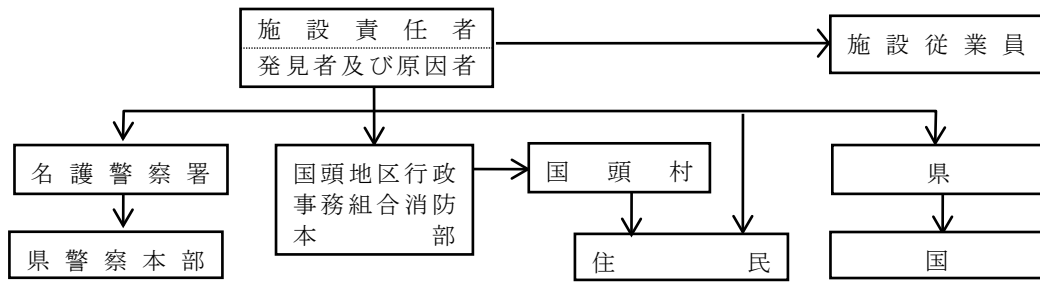
- (1) 最寄りの部隊の住所及び通報先……………付表
- (2) 緊急時における通報を実施した市町村等は、速やかに県に派遣依頼するものとする。

付 表 最寄り部隊の住所

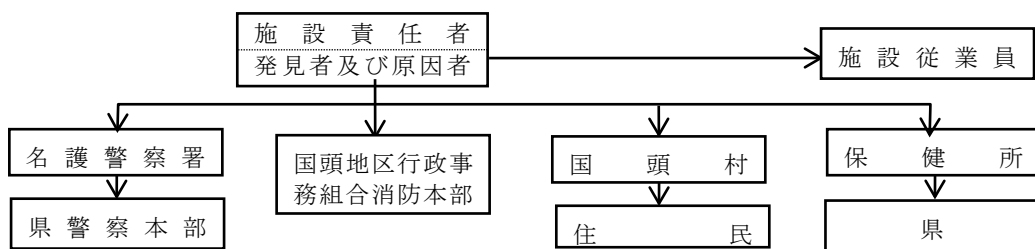
区 分	名 称	住 所	電 話 番 号
陸 上 自衛隊	八重瀬分屯地	島尻郡八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻郡八重瀬町字安里 569	098-998-3437
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
航 空 自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村恩字恩納 7441	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字江城山田原 2064-1	098-985-3690
自衛隊沖縄地方協力本部		那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所		石垣市字登野城 55 合同庁舎内	0980-82-4942
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所		宮古島市字下里 1016 合同庁舎内	0980-72-4742
自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所		名護市大西 1-21-27	0980-52-4064
自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所		沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608
自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所		糸満市西川 18-13 あがりえビル 1 F	098-992-4141

巻末図表-5 危険物等災害の通報連絡系統図

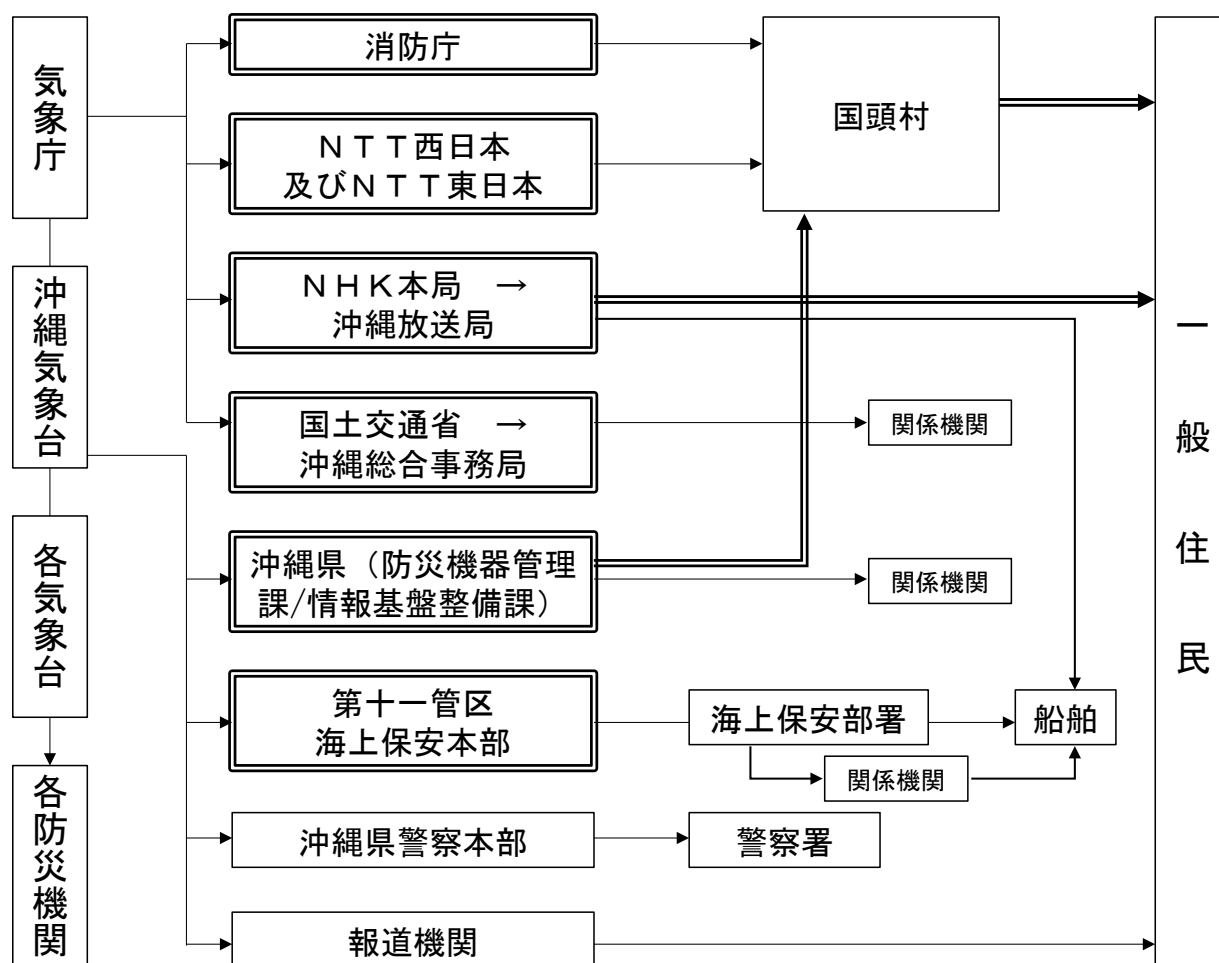
1. 石油類、高压ガス類、火薬類



2. 毒物劇物



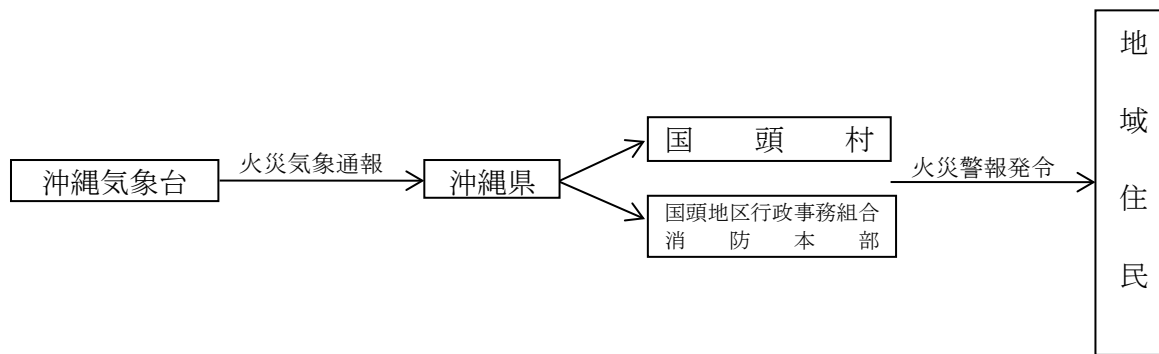
巻末図表-6 気象警報等の伝達系統図



注）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法廷伝達先。

注）二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

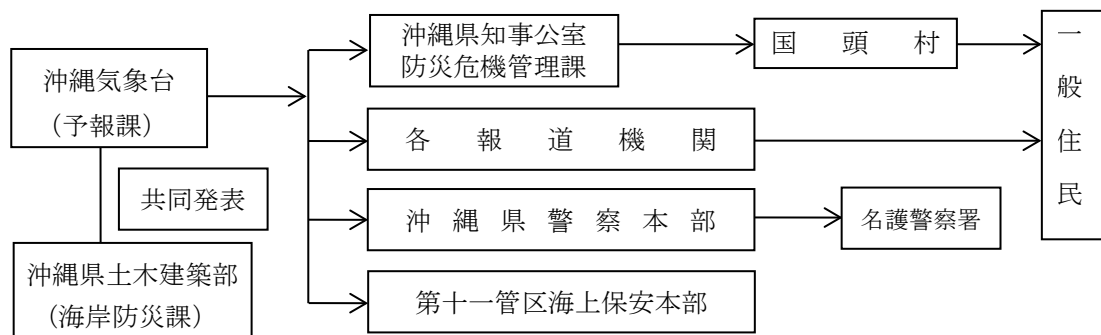
巻末図表-7 火災警報等の伝達系統図



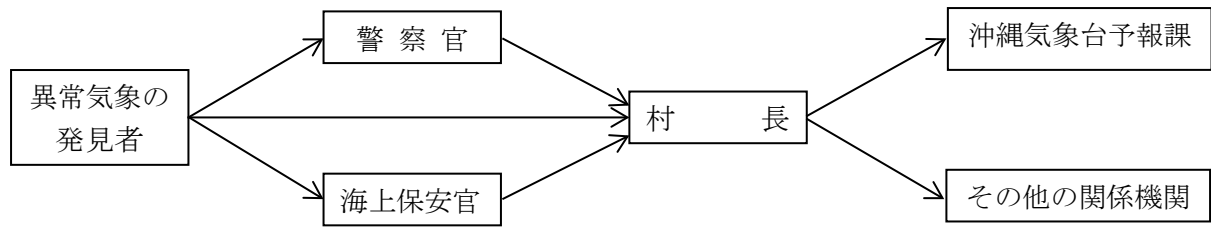
巻末図表-8 地方海上警報等の伝達系統図



巻末図表-9 土砂災害警戒情報の伝達系統図

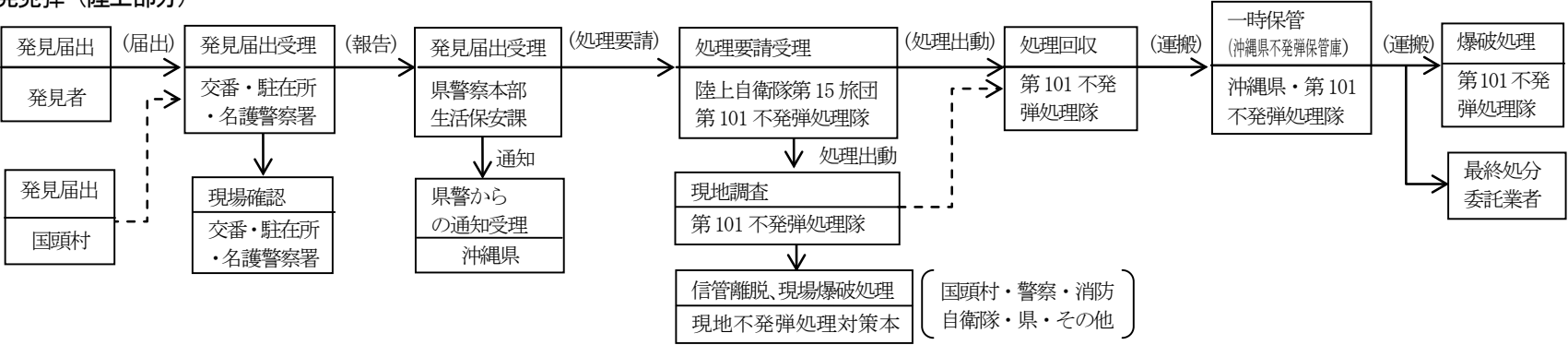


巻末図表-10 異常現象発見者の通報系統図

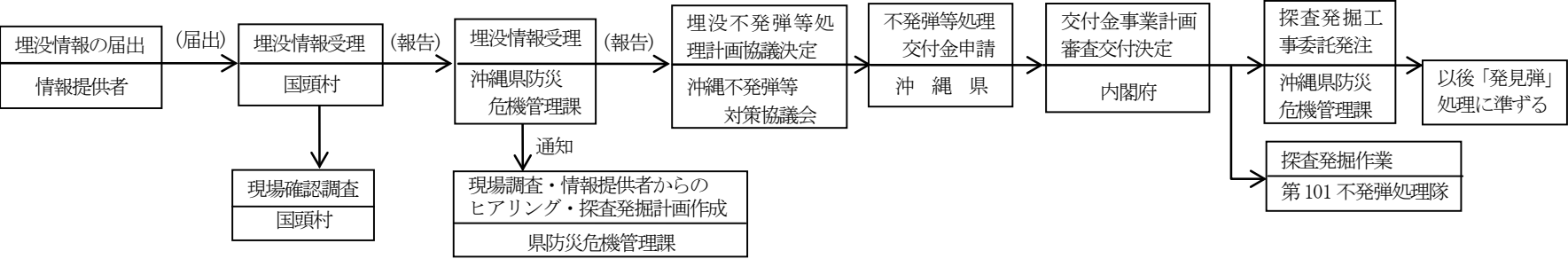


巻末図表-11 不発弾処理業務の流れ

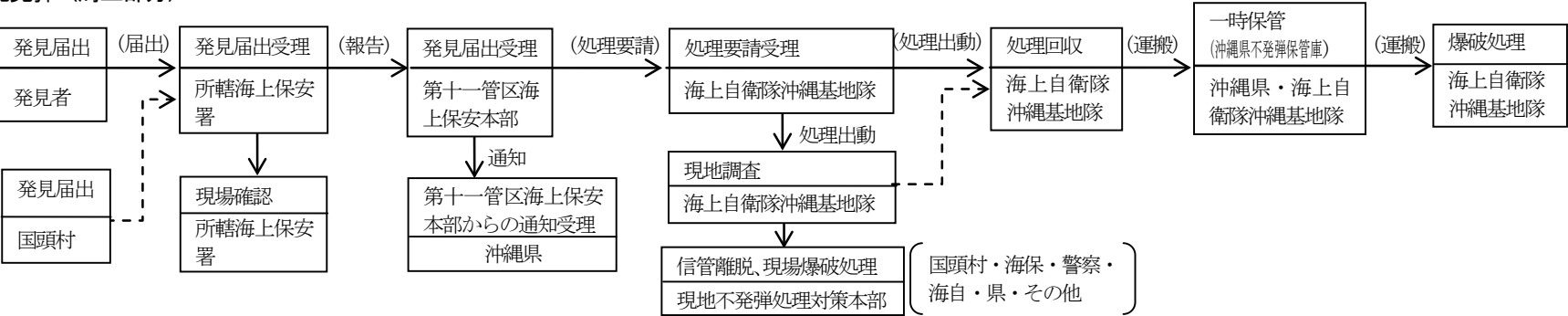
1. 発見弾（陸上部分）



2. 埋没弾（陸上部分）



3. 発見弾（海上部分）



巻末図表-12 分掌事務

部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
総務部	総務課長	行政班、財政班、秘書・広報班、統計班	総務課職員、出納室職員、議世事務局職員	1 本部の設置及び廃止に関すること。 2 防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 各部の分掌事務の調整に関すること。 4 本部の庶務に関すること。 5 災害情報等の収集及び伝達に関すること。 6 災害現地視察調査に関すること。 7 非常通信の運用に関すること。 8 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 9 国・県等からの災害調査団の受入れの総括に関すること。 10 各部間の連絡調整に関すること。 11 各部への本部決定事項の伝達に関すること。 12 部の庶務及び連絡調整に関すること。 13 部所管の被害状況の総括に関すること。 14 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。 15 国・県の災害対策本部長等の対応に関すること。 16 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、その他広報に関すること。 17 災害写真の撮影、収集及び収録に関すること。 18 記者発表に関すること。 19 米軍との連携にかかる連絡に関すること。 20 部内各班又は他部の応援に関すること。 21 災害時における危険物等の保安に関すること。 22 部の庶務及び連絡調整に関すること。 23 部所管の被害状況の総括に関すること。 24 災害関係文書の収受及び発送に関すること。 25 災害関係資料等の印刷に関すること。 26 災害関係職員の服務及び動員に関すること。 27 災害対策基本法第 29 条第 1 項の規定に基づく職員の派遣要請及び第 31 条の規定に基づく職員のあっせん要求に関すること。 28 災害応急対策に従事する職員の公務災害に関すること。	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職員

部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
総務部	総務課長	行政班、財政班、秘書・広報班、統計班	総務課職員、出納室職員、議世事務局職員	29 職員の健康管理に関すること。 30 被災職員に対する諸給付金及び貸付けに関すること。 31 災害対策費の資金計画に関すること。 32 災害応急対策及び復旧対策の財源措置に関すること。 33 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 34 村有財産の被害調査及び災害対策に関すること。 35 災害応急対策用諸物資等の購入に関すること。 36 その他本部の事務に必要な器具等の整備及び設営に関すること。 37 部内各班又は他部の応援に関すること。 38 国会及び政府機関との連絡調整並びにこれらの機関に対する資料配布に関すること。 39 県、その他関係機関に対する被害報告に関すること 40 気象予報警報等の受理及び伝達に関すること 41 被災者及び物資の輸送に関すること 42 職員の輸送に関すること 43 避難所の設置に関すること 44 災害見舞及び視察者の応接に関すること 45 災害救助活動に協力する団体及び日赤、その他医療機関との連絡調整に関すること 46 隣接市町村、県又は指定行政機関の職員等の応接に関すること 47 相互応援協力計画に関すること	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職員

部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
企画商工観光部	企画商工観光課長	企画調整班、商工・観光班、入札班	企画商工観光職員	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害時における交通体系の連絡調整に関すること。 4 災害時における開発区域の保全に関すること。 5 部内各班又は他部の応援に関すること。 6 生活物資の流通調整に関すること。 7 工場等製造業施設の被害調査に関すること。 8 災害時における中小企業に関すること。 9 被災商工業者に対する金融に関すること。 10 店舗等商業施設の被害調査に関すること。 11 情報産業企業からの情報手段に関すること。 12 災害時における雇用対策に関すること。 13 災害時における労働紛争の予防及び解決の促進に関すること。 14 災害時における中小企業の労働対策に関すること。 15 災害復旧に要する労働力の確保に関すること。 16 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。 17 観光客への情報提供等に関すること。 18 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職員

部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
住民部	住民課長	戸籍班、住民班、住民税班、固定資産税班	住民職員	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 動物の保護及び収容に関すること。 4 災害時における遺体の埋葬処理に関すること。 5 遺体の火葬等に関すること 6 村民や外国人等の被害状況及び人口動態等調査収集に関すること 7 避難所における炊き出し、その他救助活動に関すること 8 被災者に対する村税の徴収猶予及び減免に関すること	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職

部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
福祉部	福祉課長	国保班、老人保健班、福祉班、保険班、保険師、衛生班	福祉職員	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 4 災害時における老人福祉に関すること。 5 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 6 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 7 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 8 災害時における医療及び助産に関すること。 9 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 10 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。 11 医療関係機関・団体との連絡に関すること。 12 災害時における感染症対策に関すること。 13 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 14 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。 15 薬務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 16 部の庶務及び連絡調整に関すること。 17 災害救助法の適用に関すること。 18 主食の確保及び主食配給の特別措置に関すること。 19 応急食料、被服、寝具、その他生活必需品の調達・給付又は貸与配分に関すること。 20 災害時の防疫（食品衛生等）に関すること。 21 伝染病、その他の災害調査及び防疫状況の報告に関すること。 22 義援金品、見舞金品などの受付・配分に関すること。	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職員

部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
福祉部	福祉課長	国保班、老人保健班、福祉班、保険班、保険師、衛生班	福祉職員	23 応急仮設住宅及び公営住宅への入居及び管理に関する こと。 24 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬に 関すること。	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職員

部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
経済部	経済課長	農政班、 林務班、 畜産班、 水産班	経済職員	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 農業関係の被害調査の取りまとめに関すること。 4 農業協同組合の共同利用施設の被害調査に関すること。 5 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。 6 被害農家等に対する農業災害資金に関すること。 7 農作物の病虫害防除に関すること。 8 家畜伝染病の防疫に関すること。 9 農山村地域における災害応急対策及び被害調査に関 10 農業用貯水池及びため池の災害応急対策及び被害調査 に関すること。 11 農地、農業用施設及び農地海岸保全施設の被害調査・ 12 民有林及び林業施設の被害調査及び災害応急対策に関 すること。 13 林産物の被害調査に関すること。 14 山林関係災害に対する金融に関すること。 15 水産物、水産施設、漁船及び漁具の災害応急対策及び被 害調査に関すること。 16 被害漁業者に対する災害資金に関すること。 17 漁港基本施設及び漁港区域内海岸保全施設の災害応急 対策及び被害調査に関すること。 18 停泊、繫留船舶の安全維持に関すること 19 高潮対策に関すること	各部・ 班の情 報担当 及び連 絡担当 要員	各部・ 班の警 戒本部 要員	災害救 助の実 施に必 要な災 害対策 本部要 員 又 は全職 員

部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
建設部	建設課長	土木建築班、 農林土木班、 水道班	建設職員	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関すること。 4 所管する道路及び橋りょうの災害応急対策及び被害調査に関すること。 5 交通不通箇所及び通行路線に関すること。 6 災害時における緊急通行道路及び橋りょうに関すること。 7 河川、県有ダム、溝渠及び水路の災害応急対策及び被害調査に関すること。 8 水防活動の総括に関すること。 9 海岸及び堤防の災害応急対策及び被害調査に関すること。 10 土砂災害に係る災害応急対策及び被害調査に関すること。 11 高潮対策に関すること。 12 港湾の災害応急対策及び被害調査に関すること。 13 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 14 民間建築物の被害調査に関すること。 15 被災宅地危険度判定に関すること。 16 村営住宅の災害応急対策及び被害調査に関すること。 17 被災者の村営住宅への入居のあっせんに関すること。 18 災害救助法適用時における被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関すること。 19 水道及び工業用水道施設（建設班が所管するものを除く。）の災害応急対策及び被害調査に関すること。 20 災害時における配水に関すること。 21 水道施設の維持管理に関すること。 22 土木対策の庶務及び連絡調整に関すること。 23 地すべり及び急傾斜地等の土砂災害防止対策の災害対策に関すること。 24 河川及び水路の水位測定並びに河川域の警戒巡視に関すること。 25 公園及び街路樹などの際阿木対策並びに被害調査に関すること。 26 土地改良事業の施設に対する災害対策及び被害調査に関すること。	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職員

部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
出納部	出納室長	出納班	出納室職員	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害対策本部の歳入歳出外現金の出納に関すること。 4 義援金及び見舞金の保管及び出納に関すること。 5 災害時における庁内自動車の管理及び輸送に関すること。 6 救援物資等の出納、保管及び管理に関すること。 7 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職員

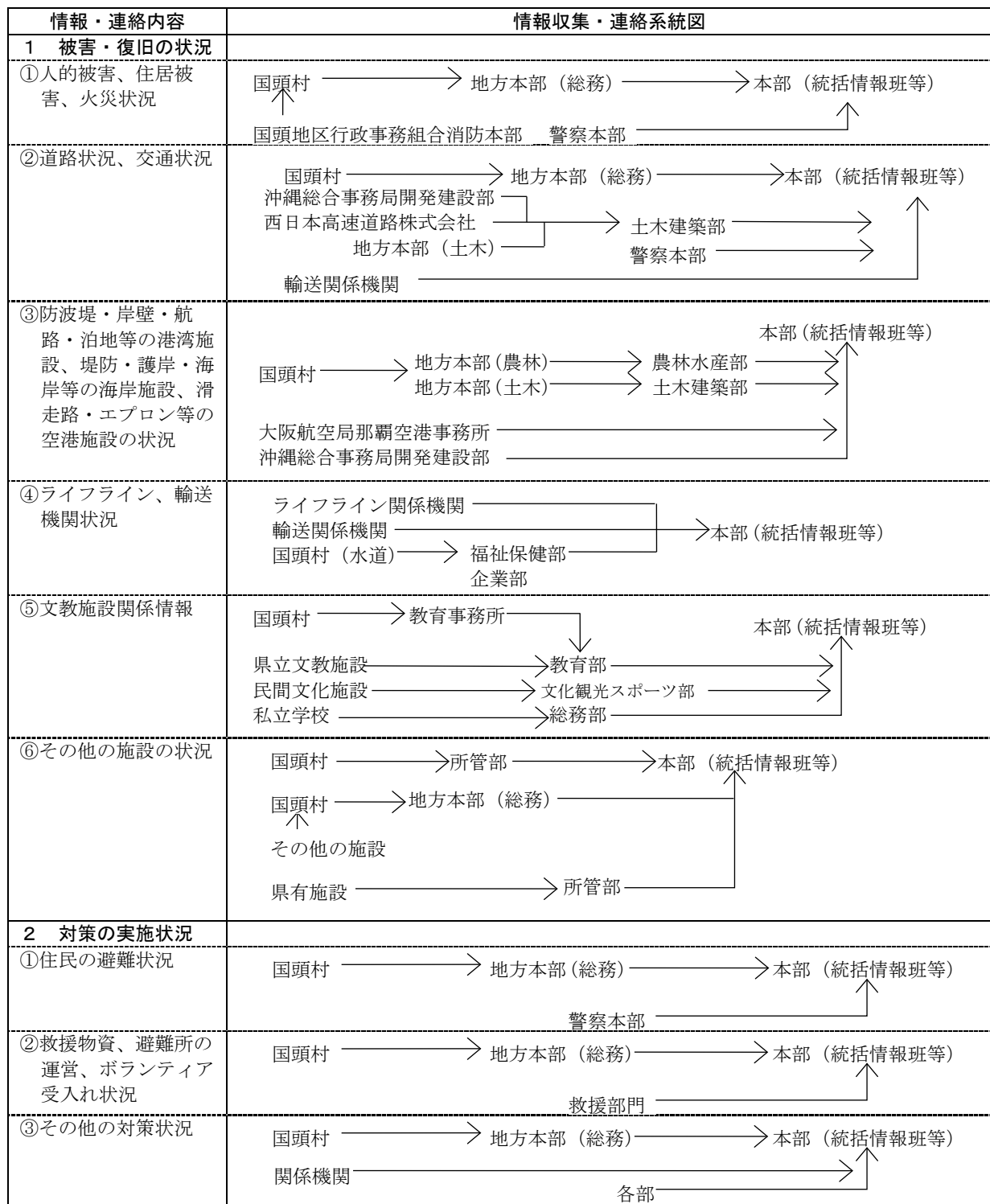
部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
教育部	教育長	学校教育班、 社会教育班	教育職員	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事 2 職員の動員、配置及び輸送に関する事 3 災害時の学校職員の管理に関する事 4 各学校、給食調理場との連絡調整に関する事 5 物品調達手続き及び経理に関する事 6 教育施設、教材等学校備品の災害調査及び応急対策に関する事 7 避難所開設運営の協力 8 児童生徒の避難対策に関する事 9 災害時の教育指導に関する事 10 児童生徒に対する学用品等の給付に関する事 11 災害時における児童生徒の学校給食に関する事 12 児童生徒の保健衛生に関する事 13 社会教育施設、文化施設等の災害対策に関する事 14 文化財の被害状況の収集及びその対策に関する事 15 他の班の協力支援に関する事	各部・班の 情報担当 及び連絡 担当要員	各部・班の 警戒本部 要員	災害救助の 実施に必要 な災害対策 本部要員 又は全職員

部 名	部 長	班	班 員	分掌事務	配備体制		
					第 1	第 2	第 3
支援部	消防長	消防班	消防団等職員	1 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2 気象情報の受理及び総務対策班長への連絡調整に関すること 3 災害防除及び救出避難に関すること 4 緊急発生時の救急医療に関すること 5 災害時における無線電話通信の確保に関すること 6 給水計画に関すること 7 災害時における危険物等の保安に関すること 8 障害物等の除去に関すること 9 救助等に関する資材手配等に関すること 10 避難生活等に必要な資機材及び燃料の調達に関すること	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職員

部名	部長	班	班員	分掌事務	配備体制		
					第1	第2	第3
振興策推進室	振興策推進室長		振興策推進室職員	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害時における交通体系の連絡調整に関すること。 4 災害時における開発区域の保全に関すること。 5 部内各班又は他部の応援に関すること。 6 生活物資の流通調整に関すること。 7 工場等製造業施設の被害調査に関すること。 8 災害時における中小企業に関すること。 9 被災商工業者に対する金融に関すること。 10 店舗等商業施設の被害調査に関すること。 11 情報産業企業からの情報手段に関すること。 12 災害時における雇用対策に関すること。 13 災害時における労働紛争の予防及び解決の促進に関すること。 14 災害時における中小企業の労働対策に関すること。 15 災害復旧に要する労働力の確保に関すること。 16 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。 17 観光客への情報提供等に関すること。 18 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職員

部名	部長	班	班員	分掌事務	配備体制		
					第1	第2	第3
世界自然遺産推進室	世界自然遺産推進室長		世界自然遺産推進室職員	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害時における交通体系の連絡調整に関すること。 4 災害時における開発区域の保全に関すること。 5 部内各班又は他部の応援に関すること。 6 生活物資の流通調整に関すること。 7 工場等製造業施設の被害調査に関すること。 8 災害時における中小企業に関すること。 9 被災商工業者に対する金融に関すること。 10 店舗等商業施設の被害調査に関すること。 11 情報産業企業からの情報手段に関すること。 12 災害時における雇用対策に関すること。 13 災害時における労働紛争の予防及び解決の促進に関すること。 14 災害時における中小企業の労働対策に関すること。 15 災害復旧に要する労働力の確保に関すること。 16 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。 17 観光客への情報提供等に関すること。 18 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。	各部・班の情報担当及び連絡担当要員	各部・班の警戒本部要員	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員 又は全職員

巻末図表-13 防災関係機関の収集情報・連絡系統



巻末図表-14 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

災害派遣命令者の所在地等

	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 276～279 F A X切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク *-6-552-0123	団本部 当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 F A X切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク *-6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部 当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連 平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	S O C 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話 上記に同じ）（※下表追加）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊 15 旅団	航空自衛隊南混団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南混団	海上自衛隊 5 空群 海上自衛隊沖基
海上捜索		海上自衛隊 5 空群	航空自衛隊南混団
		海上自衛隊沖基	

巻末図表-15 沖縄気象台管内警報・注意報発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 沖縄気象台

国頭村	府県予報区	沖縄本島地方		
	一次細分区域	本島北部		
	市町村等をまとめた地域	国頭地区		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	147
	洪水	流域雨量指数基準	奥川流域=8.7, 辺野喜川流域=9, 佐手川流域=7, 与那川流域=8.5, 比地川流域=11, 田嘉里川流域=7.6, 奥間川流域=5.9, 普久川流域=9.8, 安波川流域=13.9	
		複合基準*1	比地川流域=(9, 9.9)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			東シナ海側	25m/s
	太平洋側		25m/s	
	暴風雪	平均風速		
	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高	東シナ海側	6.0m
			太平洋側	6.0m
	高潮	潮位	2.0m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	117	
	洪水	流域雨量指数基準	奥川流域=6.9, 辺野喜川流域=7.2, 佐手川流域=5.6, 与那川流域=6.8, 比地川流域=8.8, 田嘉里川流域=6, 奥間川流域=4.7, 普久川流域=7.8, 安波川流域=11.1	
		複合基準*1	比地川流域=(6, 8.7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	15m/s
			東シナ海側	15m/s
	太平洋側		15m/s	
	風雪	平均風速		
	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高	東シナ海側	2.5m
			太平洋側	2.5m
	高潮	潮位	1.3m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			東シナ海側	500m
			太平洋側	500m
乾燥	最小湿度50%で、実効湿度60%			
なだれ				
低温	最低気温5℃以下			
霜	最低気温5℃以下			
着氷・着雪				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

巻末図表-15 沖縄気象台管内警報・注意報発表基準

